

三田市ふれあいと創造の里条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (施設及び事業)</p> <p>第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。 (1)～(4) 省略 <u>(5) ふれあい館</u> (6)～(7) 省略</p> <p>2 トータルライフ向上センターに加工室及び創作活動室を、三田勤労者体育センターにアリーナを、陶芸館に作陶室及び展示室、<u>ふれあい館</u>に大会議室及び小会議室を置く。</p> <p>3 創造の里の施設は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 省略 (4) <u>ふれあい館</u>においては、<u>高齢者をはじめとする市民の文化、教養及び福祉の向上を図るための事業</u> (5) 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 創造の里の施設を使用できる時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (1) トータルライフ向上センター及び<u>ふれあい館</u>は、午前9時から午後10時までとする。 (2)～(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (施設及び事業)</p> <p>第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。 (1)～(4) 省略 <u>(5) 本庄ふれあいセンター</u> (6)～(7) 省略</p> <p>2 トータルライフ向上センターに加工室及び創作活動室を、三田勤労者体育センターにアリーナを、陶芸館に作陶室及び展示室、<u>本庄ふれあいセンター</u>に大会議室及び小会議室を置く。</p> <p>3 創造の里の施設は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 省略 (4) <u>本庄ふれあいセンター</u>においては、<u>市民の文化、教養及び福祉の向上並びにコミュニティの形成を図るための事業</u> (5) 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 創造の里の施設を使用できる時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (1) トータルライフ向上センター及び<u>本庄ふれあいセンター</u>は、午前9時から午後10時までとする。 (2)～(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>第1条～第15条 省略 別表(第6条関係)</p> <p>1～4 省略 5 <u>ふれあい館</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料の額(30分につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大会議室</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額(30分につき)	大会議室	400円	<p>第1条～第15条 省略 別表(第6条関係)</p> <p>1～4 省略 5 <u>本庄ふれあいセンター</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料の額(30分につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大会議室</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額(30分につき)	大会議室	400円
区分	使用料の額(30分につき)								
大会議室	400円								
区分	使用料の額(30分につき)								
大会議室	400円								

小会議室	100 円
------	-------

備考

1～4 省略

小会議室	100 円
------	-------

備考

1～4 省略